

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、警備員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、自転車に乗って公園の巡回警備中、公園の縁石に当たって転倒し（以下「本件事故」という。）、負傷した請求人は、同月〇日、C病院に受診し「右中指基骨骨折、頸椎捻挫、腰椎捻挫、両肩打撲、両肘打撲、頭部打撲、両膝打撲、両手打撲、両足関節打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、これを支給してきたが、請求人からの平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付の請求については、同年〇月〇日をもって休業の必要性は認められないとして、同年〇月〇日以降については、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日以降について休業の必要性が認められないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、痛みやしびれのため整骨院において、毎日リハビリと針治療を続けており働ける状態にないことから、平成〇年〇月〇日以降も休業が必要である旨主張するので検討すると、以下のとおりである。

(1) 請求人は、本件事故〇日後の平成〇年〇月〇日より通院しているが、D医師は、同年〇月〇日付けの意見書において、「現在の療養内容は、投薬（ロキソニンの内服）、外用薬（貼布）のみであり、リハビリについては〇月〇日で中止している。初診時から約半年が経過するが症状の改善がいずれの部位にも見られない。他覚的な所見に乏しく、不定愁訴もあると言わざるを得ない。」と述べている。

(2) また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「現在行っている治療は、請求人が訴える症状に対する対症療法であり、すでに症状固定の状態であると判断される。」と述べている。

(3) 当審査会は、請求人の症状、治療経過及び上記医師の所見等を検討したところ、疼痛等に対する投薬治療を主体とする対症療法が中心であり、他覚的所見にも乏しく、症状改善のための効果的な治療が期待できる状態とはみられないことから、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日の時点において、すでに症状固定の状態にあったものと判断する。

(4) よって、平成〇年〇月〇日以降について、療養のため労働することができな

い状態であったとは認められないものと判断する。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。